

設計及び工事監理業務委託特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名称 作物生理温室改修工事設計及び監理業務
2. 業務の期間 この契約締結の日から平成31年2月28日まで
3. 計画施設概要
 - (1) 施設名称 作物生理温室
 - (2) 敷地の場所 国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター
熱帯・島嶼研究拠点
沖縄県石垣市字真栄里川良原1091-1
 - (3) 施設用途 研究施設
平成21年国土交通省告示第15号 別添二第八号(第2類)とする。
 - (4) 建設の条件
 - a. 総工事費 約52,500千円(消費税を含む工事契約総金額)
 - b. 建設工期 約5.0ヵ月
 - c. 竣工年月 平成31年2月
4. 業務の範囲
この業務の範囲は、「3. 計画施設概要」に関連する工事(以下、「関連工事」という。)に対する次のものとする。
設計業務
工事監理業務
5. 成果物・報告書等の提出場所
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター総務部財務課
茨城県つくば市大わし1-1
6. 指定部分
業務の完了に先立って引渡しを行う部分は次のとおりとする。
 - (1) 設計業務(工事施工段階の実施設計の部分を除く)
履行期限 平成30年8月10日
7. 業務の期間の短縮
関連工事のすべてがこの業務の期間の末日より14日を超えて早く完了したときは、この業務の期間は関連工事の完了の日から14日以内に短縮する。
8. 特別経費について
打ち合わせ・成果物の提出等に係る旅費はすべて本業務に含む。

II. 共通事項

1. 管理技術者の資格要件

管理技術者は次の資格を有すること。

建築士法に定める業務は管理技術者が行うこと。

- 一級建築士
- 設備設計一級建築士
- 建築設備士

2. 担当技術者の資格要件

担当技術者は次のいずれかの資格を有すること。

管理技術者は担当技術者を兼務することができる。

- 建築担当技術者
 - ・一級建築士
 - ・二級建築士
 - ・一級建築施工管理技士
 - ・構造設計一級建築士
- 設備担当技術者
 - ・設備設計一級建築士
 - ・建築設備士
 - ・技術士
 - 電気電子・総合技術監理（電気電子）
 - ・電気主任技術者
 - ・一級電気工事施工管理技士
 - ・二級電気工事施工管理技士
 - ・技術士
 - 機械・上下水道・衛生工学
 - 総合技術監理（機械・上下水道・衛生工学）
 - ・一級管工事施工管理技士
 - ・二級管工事施工管理技士

III. 設計業務

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(官庁営繕関係統一基準)」による。

1. 設計と条件

(1) 敷地の条件 (熱帯・島嶼研究拠点・石垣市)

- a. 敷地の面積 293,254.00㎡
- b. 用途地域及び地区の指定 用途地域指定無し
区域区分未設定都市計画区域
防火地域指定無し 70/400

(2) 施設の条件

◎作物生理温室改修

- a. 建物の延べ面積 299.11㎡
- b. 主要構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造平屋建て
- c. 耐震安全性の分類

「総合耐震計画基準」(平成8年10月24日付け建設省営計発第100号)による

耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

- | | |
|------------|----|
| 1) 構造体 | Ⅲ類 |
| 2) 建築非構造部材 | B類 |
| 3) 建築設備 | 乙類 |

(3) 設計と条件については、次による。

- ・本業務の着手にあたり現地調査を行う。調査内容は「4. 成果物」の該当項目による。
- ・関係官公庁等への諸手続きは、関連工事の建設の条件に影響を及ぼさない時期までに許認可等を受けられるように行うこと。
- ・計画概要 (P18～)

2. 設計業務の範囲

(1) 一般業務

a. 基本設計

- ・建築基本設計
- ・電気設備基本設計
- ・機械設備基本設計

b. 実施設計

- ・建築実施設計
- ・電気設備実施設計
- ・機械設備実施設計

c. 工事施工段階の実実施設計

- ・建築実施設計
- ・電気設備実施設計
- ・機械設備実施設計

(2) 追加業務

- ・積算書の作成
- ・建築確認ほか許認可関係申請手続き
- ・市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き
(標識看板の作成、設置報告書の届出、日影図の作成)
- ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き

3. 業務の実施

(1) 一般事項

設計の業務計画書は、次の事項を記載して作成し提出する。

- ・設計実施工程表
- ・業務体制（連絡体制、再委託及び再々委託等に関する事項を含む）

(2) 基本設計

基本設計は、提示された設計と条件、打合せ時に提示された要求及び適用基準等を整理し、総合的に検討して行う。

(3) 実施設計

実施設計は、提示された設計と条件、打合せ時に提示された要求、適用基準等及び調査職員の承諾を受けた基本設計図書によって行う。

(4) 工事施工段階の実実施設計

工事施工段階の実施設計は次の通りとする。

- a. 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を「IV. 工事監理業務」の監督職員及び請負者等に対して行う。

また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に関わる施工図等の確認を行いその結果を調査職員及び監督職員に報告する。

- b. 設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備機器等及びこれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を調査職員及び監督職員に対して行う。

- c. 「IV. 工事監理業務」の対象工事に設計変更の必要が生じた場合及び調査職員より関連工事に対する指示がある場合は、提示された設計と条件、打合せ時に提示された要求、適用基準等及び調査職員の承諾を受けた基本設計図書をもとに協議のうえ設計変更等に関する実施設計図書の作成を行う。

(5) 積算書の作成

積算書作成は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期及び場所で行う。

打合せ時には記録を作成し、調査職員又は計画施設の担当者の確認を受け速やかに提出する。

- a. 業務着手時（計画施設の敷地の場所（以下「計画地」という。））
b. 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時（計画地又は成果物の提出場所（以下「財務課」という。））
c. 基本設計書説明時（計画地又は財務課）
d. 実施設計書説明時（計画地）
e. 工事施工段階の実施設計時（計画地）
f. 積算書の作成時（計画地又は財務課）
g. その他（ ）

(7) 適用基準等

特記なき場合は、各府省庁による官庁営繕関係統一基準によるもの若しくは建設省又は国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| a. 設計 | 資料入手元参考 |
| 官庁施設の基本的性能基準 | 国交省Homepage |
| 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 | 国交省Homepage |
| 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説（平成8年版） | (財)建築保全センター |
| 官庁施設の環境保全性基準 | 国交省Homepage |
| 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説 | (平成18年) (社)公共建築協会 |
| 官庁施設の防犯に関する基準 | 国交省Homepage |
| 敷地調査共通仕様書 | 国交省Homepage |
| 建築設計基準及び同解説 | (平成18年版) (社)公共建築協会 |
| 建築構造設計基準及び同資料 | 国交省Homepage |
| 建築設備計画基準 | (平成21年版) (社)公共建築協会 |
| 建築設備設計基準 | (平成21年版) (社)公共建築協会 |

建築設備設計計算書作成の手引	(平成21年版)	(社)公共建築協会
構内舗装・排水設計基準	(平成13年版)	(社)公共建築協会
建築設計図書作成基準 建築設備工事設計図書作成基準及び同解説	(平成21年版)	(社)公共建築協会
排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説	(平成16年版)	(社)公共建築協会
建築設備耐震設計・施工指針	(2005年版)	(財)日本建築センター
公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	(平成25年版)	(社)公共建築協会
公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	(平成25年版)	(社)公共建築協会
建築工事標準詳細図	(平成22年版)	(社)公共建築協会
公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	(平成25年版)	(社)公共建築協会
公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	(平成25年版)	(社)公共建築協会
公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	(平成25年版)	(社)公共建築協会
公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	(平成25年版)	(社)公共建築協会
公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	(平成25年版)	(社)公共建築協会
公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)	(平成25年版)	(社)公共建築協会
建築物解体工事共通仕様書	(平成24年版)	国交省Homepage
擁壁設計標準図	(平成12年版)	(社)公共建築協会
b. 積算		
公共建築工事積算基準	(平成19年版)	国交省Homepage
公共建築工事標準単価積算基準	(平成25年版)	国交省Homepage
公共建築工事積算基準等の運用	(平成25年版)	国交省Homepage
建築数量積算基準・同解説	(平成23年版)	(株)大成出版社
公共建築設備数量積算基準	(平成15年版)	国交省Homepage
c. 準拠基準等		
グリーン診断・改修計画基準及び同解説	(平成18年版)	(財)建築保全センター
公共建築工事積算基準	(平成23年版)	(株)大成出版社
公共建築工事積算基準の解説(建築工事編)	(平成23年基準)	(株)大成出版社
公共建築工事積算基準の解説(設備工事編)	(平成23年基準)	(株)大成出版社
d. 参考基準等		
公共建築工事見積標準書式(建築工事編)	(平成24年版)	国交省Homepage
公共建築工事見積標準書式(設備工事編)	(平成24年版)	国交省Homepage
公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)	(平成24年版)	国交省Homepage
公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)	(平成24年版)	国交省Homepage

(8) 資料の貸与

次の電子データ資料を貸与する。

内訳書様式(xlsx)	一式
建築工事特記仕様書(p21)	一式
電気設備工事特記仕様書(p21)	一式
機械設備工事特記仕様書(p21)	一式

4. 成果物

(1) 基本設計

成 果 物	縮 尺	摘 要
基本設計書 建築設計図 仕様概要表 仕上表 敷地案内図 配置図 平面図 断面図 立面図（各面） 矩計図（主要部詳細） その他 基本計画説明書 構造計画概要書 構造仕様概要書 電気設備計画概要書 電気設備仕様概要書 機械設備計画概要書 機械設備仕様概要書 工事費概算書 現地調査書（建築） 現地調査書（電気設備） 現地調査書（機械設備） 各種技術資料		周辺地盤の高低差調査等 ※1 ※1
基本設計書の大きさは、原則としてA3版とする。 ※1 調査内容は、設計と条件のほか「建築設備計画基準」様式1. 現地調査書に記載の項目に準じる。		

(2) 実施設計（工事施工段階の実実施設計も同様）

成 果 物	縮 尺	摘 要
建 築 建築設計図 表紙 図面リスト 特記仕様書 仕様概要表 仕上表 敷地案内図 配置図 平面図 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図 平面詳細図 断面詳細図 部分詳細図 建具表 実験機器設備 外構図 その他所要の図面 設計計算書 積算書		

成 果 物	縮 尺	摘 要
電気設備 電気設備設計図 特記仕様書 電灯設備図 動力設備図 構内情報通信網設備図 電気時計拡声設備図 火災報知設備図 構内配線経路図 その他所要の図面 電気設備設計計算書 積算書		
機械設備 機械設備設計図 特記仕様書 機器表 空気調和設備図 換気設備図 自動制御設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 ガス設備図 特殊設備図 実験機器設備図 屋外設備図 その他所要の図面 機械設備設計計算書 積算書		
その他 各届出申請関係図書類 各種技術資料		中高層建築物、防災評定 省エネルギー関係、 その他

5. 成果物の提出部数等

(1) 基本設計

成 果 物 等	原本等	製本形態	備 考	電子データ
基本設計書	2部	ファイル	A4に折込	pdf, CAD

(2) 実施設計（工事施工段階の実実施設計も同様）

成 果 物 等	原図等	陽画青焼	製本形態	電子データ
建築 建築設計図 建築設計図（縮小A3版） 設計計算書 積算書	1部 1部 1部 1部	2部 2部	無製本 2ツ折り ファイル ファイル	pdf, CAD pdf xlsx
電気設備 電気設備設計図 電気設備設計図（縮小A3版） 電気設備設計計算書 積算書	1部 1部 1部 1部	2部 2部	無製本 2ツ折り ファイル ファイル	pdf, CAD pdf xlsx
機械設備 機械設備設計図 機械設備設計図（縮小A3版） 機械設備設計計算書 積算書	1部 1部 1部 1部	2部 2部	無製本 2ツ折り ファイル ファイル	pdf, CAD pdf xlsx
その他 各届出申請関係図書類 各技術資料	一式 一式		ファイル ファイル	pdf pdf

(3) その他

成 果 物 等	原図等	陽画青焼	製本形態	電子データ
各記録書	一式		ファイル	

IV. 工事監理業務

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築工事監理業務委託共通仕様書(国土交通省制定)」(以下、「監理共通仕様書」という。)による。

1. 工事監理の期間 対象工事の契約締結の日からこの業務の期限まで

2. 工事監理業務の内容

(1) 一般業務

a. 工事監理に関する業務

- ・設計内容を把握し請負者等に正確に伝えるための業務
- ・施工図等を設計図書に照らして検討する業務
- ・工事の確認及び報告
- ・工事監理業務完了手続き

b. 工事の契約及び指導監督に関する業務

- ・施工計画を確認又は検討する業務

(2) その他業務

a. 建築士法に定める工事監理業務

b. 完成図書の確認に関する業務

c. 工事監理業務の実施状況等報告

d. 設計変更等の検討及び報告

e. 工事完了時の検査立会い

f. 関係官公庁への手続き

3. 業務の実施

管理技術者は、建築士法に定める工事監理を行う。

管理技術者及び担当技術者は対象工事の請負契約書及び設計図書に示された設計意図を実現させ、且つ設計図書に基づいた工事施工を行わせるために「2. 工事監理業務の内容」に掲げる業務を対象工事に対する監督職員に協力して行うものとする。

(1) 調査職員は、対象工事に関する監督職員の氏名を管理技術者に通知するものとする。

(2) 調査職員は対象工事について、工事請負契約の締結又は変更を行った場合、若しくは請負者等に対してこの業務に関連する内容の指示を与えた場合は、遅滞なく管理技術者にその内容を通知するものとする。

工事監理の業務計画書は、この工事請負契約の締結又は変更の通知後14日以内に次の事項を記載して作成し提出する。ただし、業務方針は対象工事が新築、大規模な改修及び調査職員が必要と認める場合に適用する。

- ・監理業務工程表
- ・業務体制(連絡体制、再委託及び再々委託等に関する事項を含む)
- ・業務方針

(3) 設計図書の定めにより請負者等が提出書類のうち発注者の承諾行為が必要とされているものの取り扱いは次による。

a. 提出書類が設計図書の内容に適合しているか否かを検討する。

b. 前項の検討の結果、適合していると認められる場合には、適合している旨を調査職員に報告する。

c. aの検討の結果、適合していないと認められる場合には、請負者等に対して修

正を求め、調査職員に報告する。

- d. 前項の結果、請負者等が書類を再度提出する場合、a～cの規定を準用する。
- (4) 「工事の確認」において、請負者等の行う工事が設計図書の内容に適合していないと認められる箇所がある場合には、監理共通仕様書に定めるほか請負者等に対して必要な補修の指示を行う。
- (5) 管理技術者は、監理業務の実施状況を「監理業務報告書」等により、調査職員に報告するものとする。
- (6) 管理技術者は、調査職員の指示に従い業務の経緯が明らかになるように、必要な図書・記録を整理し、調査職員の請求があれば直ちに提出するものとする。
- (7) 管理技術者若しくは担当技術者は、「2. 工事監理業務の内容」に掲げる業務を処理した場合には、その都度、概要を調査職員に報告するものとする。
また、工事の確認を行った場合はその都度速やかに内容について電子情報処理組織等を使用して調査職員に報告するものとする。
- (8) 管理技術者若しくは担当技術者は、請負者等から書類が提出された場合は、これを確認し調査職員に報告するものとする。
- (9) 管理技術者及び担当技術者は、対象工事に設計変更の必要が生じた場合は請負者等に対して指示すべき事項等について検討し調査職員に報告する。
- (10) 管理技術者及び担当技術者は、発注者による対象工事の竣工検査に立会い協力する。
- (11) 工事の確認及び打合せの実施は、原則として次のとおりとする。
管理技術者が他の担当技術者を兼務する場合の工事の確認及び打合せ回数は、兼務する各担当技術者の監理回数との合算以上とする。
管理技術者 監理期間中、1か月に1回以上
各担当技術者 建築(土木) 監理期間中、2週間に1回以上

4. 貸与品等

- (1) 監督員事務所及びその他
対象工事の設計図書に定められた監督員事務所及び備品のうち発注者の指定するものは、この業務に関し無償で使用することができる。受注者は善良な管理者としての注意を持って使用しなければならない。
- (2) 発注者は、受注者に対して監理業務に必要な資料を貸与する。(刊行物を除く)
なお、業務終了後、受注者はその資料を発注者に返還しなければならない。

5. 関係官公庁への手続き等

- (1) 受注者は、発注者が行う関係官公庁等への諸手続き及び立会いの際に協力しなければならない。
- (2) 受注者は、関係官公庁等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、請負者等が行うものを除き代行して速やかに行うものとする。
- (3) 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し、必要な協議を行うものとする。

2. 図書類

- (1) 基本設計書、各設計図、日影図及び透視図等の図面・画像以外の図書類の大きさは、原則としてA4版とする。
- (2) 成果物等は、その種類毎に取りまとめて提出する。
また、各種類毎の資料には目次及びページ番号を付与する。
- (3) 成果物の設計図で縮小A3版とされている物は、調査職員等が確認印を押印した原図から縮小原図を作成し、図面を陽画青焼きのうえ2ツ折りの製本を行う。
図面の枚数が100枚を超える場合は、工種・工事対象棟等毎に分割し、各々を概ね100枚以内として分冊する。
分冊となる場合は、表紙及び背表紙に分冊番号「何冊目／総冊数」を明記する。
製本の表紙は、軟質黒色表紙とし金文字入りの製本とする。
- (4) 成果物の図書類で製本形態が「ファイル」とされている物は、原則としてA4版パイプ式ハードカバーのファイルにインデックスを付けて作成する。
- (5) 基本設計図、実施設計図等は、原則としてCADを使用して作成する。
CADデータは、以下の各項目に従って作成する。
 - a. 既設図・撤去図以外にはラスターデータを使用してはならない。
 - b. A1サイズの内紙に記載する漢字・かな文字の大きさは、文字の高さ・幅3.5mm以上とする。
- (6) 積算書は、基本的に以下の資料により構成し各資料毎にインデックスを付けて作成する。
「内訳書」「代価表」「複合単価表」「単価比較表」「見積比較表」「見積書」「カタログ」「数量集計表」「数量拾い表」「数量計算書」「参考資料」「数量拾い図面」
- (7) 積算書の内訳書・各表・計算書は、原則としてx1s x形式の表計算データとして以下の各項目に従って作成する。
 - a. 各ファイルの間にはリンクを設けない。
 - b. 内訳書は単独ファイルとし内訳以外の代価表等のシートを添付しない。
 - c. 営繕積算システムRIBCは使用しない。
- (8) 成果物の図書類は、原則として書類保存箱に収納して提出する。
書類保存箱の規格はA4用又はA4・B4兼用とし、材質は段ボール製とする。

参考 コクヨ：A4-BXJ1, A4-FBX1, B4A4-BX プラス：DN-242, DN-132, DN-241, DN-131 キングジム：4370

3. 電子データの媒体

- (1) 電子媒体
成果物の納品に使用する媒体は、CD-R又はDVD-Rとする。
媒体はWindowsのフォーマット形式とし、Windows 7(64bit)で認識できるものとする。
基本的に、1提出1枚の媒体に格納する。複数枚の媒体に格納する場合には、「(3) 媒体が複数枚に渡る場合の処置」に従う。
- (2) 電子媒体に貼るラベルについて
成果物の電子媒体に用いるラベルについては、以下の各項目に従うものとする。
 - a. 媒体のラベルには、以下のような情報を明記する。
 - 業務の名称、(複数枚の場合)何枚目／総枚数
 - 作成年月
 - 発注者名称
 - 受注者名称

○ウイルスチェックに関する情報

- b. ディスク媒体は、原則として直接印刷可能なレーベルの製品を使用し、ラベル面に直接印刷するものとする。
- c. 「ウイルスチェックに関する情報」については、使用した「ウイルス対策ソフト名」「ウイルス定義年月日」もしくは「パターンファイル名」、「チェック年月日」を明記する。
ウイルス対策の詳細は「8. 電子データのウイルス対策」に示すとおりである。
- d. プラスチックケースのラベルの背表紙には、事業所名を記載する。また、成果物が複数枚に渡る場合は、何枚目／総枚数を記入する。

(3) 媒体が複数枚に渡る場合の処置

成果物を電子媒体で提出する場合、基本的には、1 提出あたり1 枚の媒体に格納する。ただし、データが容量的に1 枚の媒体に納まらない等の理由により複数枚の媒体に格納する場合は、以下の規則に従う。

- a. 各媒体に付けるラベルに何枚目／総枚数を明記する。
- b. 何枚目の媒体であっても媒体内のルートからのフォルダ構成は変えない。

4. 電子データのフォルダ構成

電子媒体のルート直下に設計種別フォルダを置く。

設計種別フォルダの下に工種等別フォルダを置く。

工種等別フォルダの下に個別フォルダを置く。

個別フォルダの各図面フォルダに図面管理ファイル及び図面ファイルを格納する。

フォルダ構成例

電子媒体	-+-	基本設計	-+-	基本設計書.pdf		
			+ -	基本設計図p21	-+-	基本設計.xlsx
					+ -	a001.p21
					+	:
					+ -	aXXX.p21
			+ -	基本設計図jww	-+-	基本設計.xlsx
					+ -	a001.jww
					+	:
					+ -	aXXX.jww
			+ -	敷地調査報告書.pdf		
			+ -	透視図	-+-	pers001.jpg
					+	:
			+ -	模型写真	-+-	model001.jpg
					+	:
	+ -	実施設計	-+-	建築(土木)	-+-	設計図pdf
					+ -	設計図p21 -+- ...
					+ -	設計図XXX -+- ...
					+ -	構造計算書.pdf
					+ -	積算書 -+- ...
			+ -	電気設備	-+-	...
			+ -	機械設備	-+-	...
			+ -	その他	-+-	建築確認書.pdf
					+ -	○○申請書.pdf
					+ -	○○技術資料.pdf

※ 変更・追加工事設計の場合、各個別フォルダ、個別ファイルは次のように作成する。
変更工事の場合

	+ -	実施設計	-+-	建築(土木)	-+-	設計図○変pdf
					+ -	構造計算書○変.pdf

追加工事の場合

	+ -	実施設計	-+-	建築	-+-	設計図その2.pdf
					+ -	構造計算書その2.pdf

5. 電子データ図面ファイルの命名規則等

ファイル名は以下の各項目に従うものとする。

- (1) 図面ファイルのファイル名に使用する文字は、半角小文字のアルファベット (a～z)、(0～9) 及び”_” (アンダーライン) とする。
- (2) 図面管理ファイルのファイル名は、「工種名.xlsx」とし工事発注区分毎を原則とする。
工種名は、「建築」「電気設備」「機械設備」「設備」「造成」等とし調査職員と協議する。
- (3) 図面管理ファイルには、「ファイル名」「図面番号」「図面名称」を格納する。
- (4) 図面等ファイルのファイル名は、原則として次の通りとする。

表紙	0title. 拡張子
図面リスト	0list. 拡張子
建築 (意匠)	a001. 拡張子～aXXX. 拡張子
建築 (構造)	s001. 拡張子～sXXX. 拡張子
電気設備	e001. 拡張子～eXXX. 拡張子
機械設備	m001. 拡張子～mXXX. 拡張子
造成・圃場等	f001. 拡張子～fXXX. 拡張子
透視図	pers001. 拡張子～persXXX. 拡張子
模型写真	model001. 拡張子～modelXXX. 拡張子

6. 電子データ図面ファイルの作成

図面データファイルは p d f 及び C A D データの各形式のファイルとする。

- (1) 図面データ p d f ファイルは、全図面 1 ファイルとなるように作成する。
- (2) C A D データファイルは、1 図面 1 ファイルとなるように作成する。
- (3) C A D データは、s x f (p 2 1) 形式とする。また、C A D ソフトがソフト内部で管理している独自のデータ形式が j w w、a w f、t s f、d w g、d c c 形式の場合はオリジナル形式のデータも併せて提出する。(dwg形式の場合、保存バージョンは2000又は2004とする。)
レイヤー構成等については、業務着手時に調査職員と協議する。

7. 電子データ p d f ファイルの作成

p d f のデータファイルは Adobe Acrobat Ver10 で編集可能なものとする。

- (1) ファイルの作成
ファイルの作成 (p d f 形式へのファイル変換) においては、以下の各事項に従うものとする。
 - a. 各ファイルは、原稿の原版サイズでファイル変換する。
 - b. 実施設計図面ファイルは調査職員等が確認印を押印した原図から作成する。
 - c. 各図書類を A 4 で印刷又は図面ファイルを A 3 に縮小印刷した時に、文書、表、図、印影の中身が判読できるように解像度や圧縮を設定して、ファイル変換する。
 - d. 実施設計図面ファイルは白黒で作成する。
 - e. フォントの埋め込みは行わない。また、特殊なフォントは用いない。
- (2) ファイルの編集
ファイルの編集においては、以下の各項目に従うものとする。
 - a. パスワード、印刷・変更・再利用等の許可などのセキュリティの設定を行ってはならない。

- b. 開き方の設定は、初期表示の倍率を「全体表示」にする。
表示位置は各ページともページの回転操作を行わずに正位置で表示されるようにする。
また、頁数が複数になる場合の開き方の設定はページレイアウトを「単一ページ」開くページを「ページ番号：1」にする。
- c. 「しおり（ブックマーク）」を資料の目次と同じ項目で作成する。ただし、概ね30ページ以下の資料については、しおりを省略してもよい。

8. 電子データのウイルス対策

成果物の電子納品において、納品前には必ず以下の各項目に従ってウイルス対策を行う。

- (1) 受注者は、納品すべき成果物が完成した時点で、ウイルスチェックを行う。
- (2) ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、シェアの高いものを利用するよう努める。
- (3) 最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用する。
- (4) 納品する媒体のラベルに、ウイルスチェックに関する情報を記載する。